

平成27年4月30日 招集

平成27年門真市教育委員会第4回定例会

議案書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第4回定例会
 平成27年4月30日(木)午後2時
 本館2階大会議室

日 程	事 件 番 号	件 名	ペ ー ジ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	承認第7号	臨時代理による事務処理の承認について (平成26年度教育費等補正予算の見積り申出について)～	1
第4	議案第27号	門真市立公民館条例施行規則の全部改正について	5
第5	議案第28号	門真市立文化会館条例施行規則の全部改正について	16
第6	議案第29号	門真市立図書館協議会委員の任命について	27
第7	議案第30号	門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱及び任命について	30
第8	議案第31号	門真市立義務教育諸学校教科用図書の選定に伴う諮問について	32
第9		諸報告	34

承認第7号

臨時代理による事務処理の承認について
(平成26年度教育費等補正予算の見積り申出について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、平成26年度教育費等補正予算の見積り申出に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

平成27年4月30日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

平成26年度教育費等補正予算見積書

歳入

(款) 財産収入 (項) 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
利子及び 配当金	千円 0	千円 491	千円 491	利子及び配当 金	千円 491	千円 文化芸術振興基金利子 439 教育振興基金利子 52

(款) 寄附金 (項) 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
総務費 寄附金	千円 0	千円 438	千円 438	総務費寄附金	千円 438	千円 文化芸術振興基金寄附 金 438
教育費 寄附金	0	1,594	1,594	教育費寄附金	1,594	教育振興基金寄附金 1,594

歳出

(款) 総務費 (項) 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
文化芸術 振興基金 費	千円 0	千円 878	千円 878	積立金	千円 878	千円 ○施策評価対象外事業 文化芸術振興基金積 立事業 878 積立金 基金積立金 878

(款) 民生費 (項) 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
児童福祉 総務費	千円 0	千円 2,358	千円 2,358	償還金利子及 び割引料	千円 2,358	千円 ○ひとり親家庭などへ の自立支援事業 ひとり親自立支援事 業 2,358 償還金利子及び割 引料 平成25年度母 子家庭等対策総 合支援事業費国 庫補助金返還金 2,358

(款) 教育費

(項) 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
教育振興 基金費	千円 0	千円 1,647	千円 1,647	積立金	千円 1,647	千円 ○施策評価対象外事業 教育振興基金積立事 業 1,647 積立金 基金積立金 1,647

議案第27号

門真市立公民館条例施行規則の全部改正について

門真市立公民館条例施行規則（昭和51年門真市教育委員会規則第8号）の全部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年4月30日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、門真市立公民館の管理を指定管理者に行わせるにつき、本案を提出するものである。

門真市立公民館条例施行規則

門真市立公民館条例施行規則（昭和51年門真市教育委員会規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、門真市立公民館条例（平成27年門真市条例第2号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（開館時間等の変更の通知）

第2条 指定管理者（条例第3条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、条例第5条第1項ただし書又は条例第6条ただし書の規定により、開館時間又は休館日の変更を行うときは、門真市立公民館（以下「公民館」という。）の掲示板に変更しようとする日の3日前までにその旨を掲示するものとする。

（開館時間外に利用許可を行うことができる特別の理由）

第3条 条例第5条第2項の教育委員会規則で定める特別の理由は、次に掲げる場合とする。

- (1) 開館時間内では附属設備、照明設備等の設営又は撤去が行えない場合
- (2) 開館時間内では器材等の搬入又は搬出が行えない場合

（事前登録）

第4条 条例第7条第1項の規定により公民館を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の定めるところにより、住所、氏名その他の事項について指定管理者に登録しておかなければならない。

（利用許可の申請等）

第5条 公民館の利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者又はその許可に係る事項を変更しようとする者で前条の規定による登録を受けたもの（以下「登録者」という。）は、門真市立公民館利用許可・変更許可申請書（様式第1号。次項において「申請書」という。）により指定管理者に申請しなければならない。

2 申請書の受付は、利用しようとする日（引き続き2日以上利用しようとする場合

は、その初日をいう。以下「利用予定日」という。)の属する月の3箇月前の月の初日から利用予定日の前日(この日が公民館の休館日に当たるときは、その前日)までとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、門真市教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けて受付期間を変更することができる。

- 3 第1項の規定による申請に係る利用許可の決定については、次条第2項又は第3項に定める期日及び方法に従い行うものとする。

(利用許可の申請の特例)

第6条 前条の規定にかかわらず、登録者は、委員会が指定する情報通信を利用した公民館の利用の許可の申請等に係る事務を処理するためのシステム(以下「予約システム」という。)により利用許可の申請をすることができる。

- 2 前項の規定による利用許可の申請(以下「予約システムによる申請」という。)は、利用予定日の属する月の3箇月前の月の17日の午前9時以後に行うことができる。

この場合における利用許可を受ける者の決定は、先着順によるものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、予約システムによる申請は、利用予定日の属する月の3箇月前の月の初日の午前9時から当該月の7日の午後12時までの間において行うことができる。この場合における利用許可を受ける者の決定は、当該期間内に予約システムによる申請を行った者による抽選によるもの(予約システムによる申請を行った者が複数いない場合にあっては、当該予約システムによる申請を行った者とする。)とする。

(予約システムにより利用許可を受けたことの確認)

第7条 前条第3項の規定により行う予約システムによる申請をした登録者は、利用予定日の属する月の3箇月前の月の16日までに、予約システムにより利用許可を受けたかどうかを自ら確認しなければならない。

- 2 予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録者が利用予定日の属する月の3箇月前の月の16日までに確認及び確認後の手続を執らないときは、予約システムによる申請を取り下げたものとみなす。

(許可書の交付等)

第8条 指定管理者は、公民館の利用を許可したときは、当該申請をした者に門真市

立公民館利用許可・変更許可書（様式第2号。以下この条及び次条において「許可書」という。）を交付する。この場合において、指定管理者は、利用料金を減額し、又は免除したときは、許可書にその旨を記入して交付するものとする。

- 2 許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、公民館の利用に際して、許可書を公民館の職員に提示しなければならない。ただし、予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録者にあつては、この限りでない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、予約システムによる申請をした登録者に利用許可をするときは、予約システムによりその旨を当該申請をした者に応答することによって、許可書の交付を行ったものとみなす。
- 4 指定管理者は、利用許可をしない場合は、前条第1項の規定による確認に対し応答をするほかは、その旨を通知することを要しない。ただし、予約システムによる申請をした登録者から利用許可をしない旨及びその理由を記載した書面の交付を求められたときは、指定管理者は、速やかにこれを交付する。

（利用の辞退）

第9条 利用者が公民館の利用を辞退しようとするときは、遅滞なく門真市立公民館利用辞退届（様式第3号）に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録者は、予約システムによって利用許可の辞退を申し出ることができる。

（特別設備の設置等の申請）

第10条 条例第11条第1項の規定により特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとする者は、第5条第1項の規定による申請に併せて申請しなければならない。

- 2 特別設備の設置等又は条例第11条第2項の規定に基づく設備の設置に係る費用は、利用者の負担とする。

（公民館職員の立入り）

第11条 指定管理者は、公民館の管理運営上必要があるときは、公民館の職員をして利用中の施設に立ち入らせることができる。この場合において、利用者は、これを拒むことができない。

(入館の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公民館の管理上支障があると認められる者

(利用者の遵守事項)

第13条 利用者は、善良な管理者の注意をもって施設、設備及び器具等（以下「施設等」という。）を利用するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設の収容定員を超えて入館させないこと。
- (2) 入館者の安全を確保すること。
- (3) 許可を受けないで火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで物品の展示若しくは販売又は広告類の掲示若しくは配布をしないこと。
- (5) 許可を受けないで館内に貼紙、釘打ち等をしないこと。
- (6) 許可を受けないで施設等を利用しないこと。
- (7) 入館者に対して次条の規定を遵守させること。
- (8) 施設等の利用に伴う準備、現状回復等を行う場合は、公民館の職員の指示に従うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、公民館の職員の指示に従うこと。

(入館者の遵守事項)

第14条 入館者は、公民館の利用に際しては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気（喫煙を含む。）を使用しないこと。
- (2) 施設等で破損し、又は汚損するおそれがある行為をしないこと。
- (3) 騒音をたて、又は放歌等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りをしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公民館の職員の指示に従うこと。

(汚損等の届出)

第15条 利用者は、施設等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失させたときは、直ちに門真市立公民館施設等汚損等届（様式第4号）により指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用後の点検)

第16条 利用者は、条例第12条第1項の規定により、利用場所を原状に回復したときは、直ちに公民館職員の点検を受けなければならない。

(委任)

第17条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(委員会による管理の特例に係る手続の準用)

2 第2条、第4条、第5条、第8条（第2項を除く。）、第9条第1項、第11条、第12条及び第15条の規定は、条例附則第2項の規定により委員会が公民館の管理業務を行う場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	指定管理者（条例第3条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）	門真市教育委員会（以下「委員会」という。）
第4条、第5条第1項	指定管理者	委員会
第5条第2項	指定管理者	委員会
	門真市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けて受付期間	受付期間
第8条（第2項を除く。）第9条第1項、第11条、第12条、第15	指定管理者	委員会

条		
---	--	--

様式第1号 (第5条関係)

門真市立公民館利用許可・変更許可申請書

年 月 日

No. _____

許可権者 (氏 名) 様
 住所 氏名 申請者 氏名
 生年月日 生年月日
 電話 () 電話 ()

門真市立公民館条例及び門真市立公民館条例施行規則を遵守しますので、下記のとおり利用許可・変更許可願います。

利用室名	1階	集会室・児童室・料理教室	2階	第1会議室・第2会議室・講義室
利用目的				
利用団体名				
利用日時	年 月 日 () 午前 午後 午前 午後 時 分 時 分			
利用予定人員	人			
利用責任者	住所 氏名 生年月日 年 月 日 生 電話			
確認事項	<input type="checkbox"/> 暴力団の利益になるような利用ではありません。 <input type="checkbox"/> 施設の利用目的に従って利用します。			
注意	「確認事項」欄は、該当することを確認した上で、 <input type="checkbox"/> に印を付してください。 1 暴力団の排除を凶るため、必要に応じて申請者の個人情報に警察に照会することがあります。 2 暴力団の排除を凶るため、団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。 3 暴力団の利益になるときは許可しません。また、許可後暴力団の利益になると認められた場合は、許可の取消しを行います。 4			
利用料金	以下は、記入しないでください。			

様式第2号 (第8条関係)

門真市立公民館利用許可・変更許可書

年 月 日

No. _____

申請者 (氏 名) 様 許可権者 (氏 名) 印

年 月 日付け門真市立公民館利用許可・変更許可申請の件、下記のとおり利用許可・変更許可します。

利用室名	1階 集会室・児童室・料理教室	2階 第1会議室・第2会議室・講義室
利用目的		
利用団体名	利用予定人員 人	
利用日時	年 月 日 () 午前 午後	午前 午後 時 分 時 分
利用責任者		
許可条件		利用料金
注 意 事 項		
<p>1 利用当日は、この許可書を事務所に提示し、利用後は、必ず報告してください。</p> <p>2 利用許可以外の部屋への出入は、認めません。</p> <p>3 会場の準備や後始末は、利用者において行い、必ず原状に復してください。</p> <p>4 館内へのアルコール類の持込みは、一切禁止です。</p> <p>5 その他、職員の指示に従ってください。</p>		

様式第3号 (第9条関係)

門真市立公民館利用辞退届

年 月 日

許可権者 (氏 名) 様

住所
申請者 氏名
電話 ()

次のとおり門真市立公民館の利用を辞退したいので、お届けします。

記

利用年月日	年 月 日 ()		
利用時間	<input type="checkbox"/> 午前 時 分から <input type="checkbox"/> 午後	<input type="checkbox"/> 午前 時 分まで <input type="checkbox"/> 午後	
利用団体名			
利用目的			
利用責任者	氏 名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	
	住 所	電話 ()	
	利用予定人数	人	
利用室名	1階	<input type="checkbox"/> 集会室	<input type="checkbox"/> 児童室 <input type="checkbox"/> 料理教室
	2階	<input type="checkbox"/> 第1会議室	<input type="checkbox"/> 第2会議室 <input type="checkbox"/> 講義室
辞退の理由			

添付書類 門真市立公民館利用許可・変更許可書

様式第4号（第15条関係）

門真市立公民館施設等汚損等届

年 月 日

許可権者（氏 名）様

住所
申請者 氏名
電話 ()

門真市立公民館の施設等を次のとおり（汚損・破損・滅失）しましたので、お届けします。

つきましては、門真市立公民館条例第13条の規定に基づき、生じた損害を賠償いたします。

記

汚損等の日時	年 月 日 時 分
汚損等の場所	
汚損等の内容 又は程度	

議案第28号

門真市立文化会館条例施行規則の全部改正について

門真市立文化会館条例施行規則（昭和43年教育委員会規則第2号）の全部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年4月30日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、門真市立文化会館の管理を指定管理者に行わせるにつき、本案を提出するものである。

門真市立文化会館条例施行規則

門真市立文化会館条例施行規則（昭和43年教育委員会規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、門真市立文化会館条例（平成27年門真市条例第3号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（開館時間等の変更の通知）

第2条 指定管理者（条例第3条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、条例第5条第1項ただし書又は条例第6条ただし書の規定により、開館時間又は休館日の変更を行うときは、門真市立文化会館（以下「会館」という。）の掲示板に変更しようとする日の3日前までにその旨を掲示するものとする。

（開館時間外に利用許可を行うことができる特別の理由）

第3条 条例第5条第2項の教育委員会規則で定める特別の理由は、次に掲げる場合とする。

- (1) 開館時間内では附属設備、照明設備等の設営又は撤去が行えない場合
- (2) 開館時間内では器材等の搬入又は搬出が行えない場合

（事前登録）

第4条 条例第7条第1項の規定により会館を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の定めるところにより、住所、氏名その他の事項について指定管理者に登録しておかなければならない。

（利用許可の申請等）

第5条 会館の利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者又はその許可に係る事項を変更しようとする者で前条の規定による登録を受けたもの（以下「登録者」という。）は、門真市立文化会館利用許可・変更許可申請書（様式第1号。次項において「申請書」という。）により指定管理者に申請しなければならない。

2 申請書の受付は、利用しようとする日（引き続き2日以上利用しようとする場合は、その初日をいう。以下「利用予定日」という。）の属する月の3箇月前の月の初

日から利用予定日の前日（この日が会館の休館日に当たるときは、その前日）までとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、門真市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けて受付期間を変更することができる。

3 第1項の規定による申請に係る利用許可の決定については、次条第2項又は第3項に定める期日及び方法に従い行うものとする。

4 前条及び第1項から前項までの規定にかかわらず、学習室を利用しようとする者に係る利用の許可の手続は、入室の際、利用者名簿に必要事項を記入することにより行うものとする。

（利用許可の申請の特例）

第6条 前条の規定にかかわらず、登録者は、委員会が指定する情報通信を利用した会館の利用の許可の申請等に係る事務を処理するためのシステム（以下「予約システム」という。）により利用許可の申請をすることができる。

2 前項の規定による利用許可の申請（以下「予約システムによる申請」という。）は、利用予定日の属する月の3箇月前の月の17日の午前9時以後に行うことができる。この場合における利用許可を受ける者の決定は、先着順によるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、予約システムによる申請は、利用予定日の属する月の3箇月前の月の初日の午前9時から当該月の7日の午後12時までの間において行うことができる。この場合における利用許可を受ける者の決定は、当該期間内に予約システムによる申請を行った者による抽選によるもの（予約システムによる申請を行った者が複数いない場合にあっては、当該予約システムによる申請を行った者とする。）とする。

（予約システムにより利用許可を受けたことの確認）

第7条 前条第3項の規定により行う予約システムによる申請をした登録者は、利用予定日の属する月の3箇月前の月の16日までに、予約システムにより利用許可を受けたかどうかを自ら確認しなければならない。

2 予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録者が利用予定日の属する月の3箇月前の月の16日までに確認及び確認後の手続を執らないときは、予約システムによる申請を取り下げたものとみなす。

(許可書の交付等)

第8条 指定管理者は、会館の利用を許可したときは、当該申請をした者に門真市立文化会館利用許可・変更許可書（様式第2号。以下この条及び次条において「許可書」という。）を交付する。この場合において、指定管理者は、利用料金を減額し、又は免除したときは、許可書にその旨を記入して交付するものとする。

2 許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、会館の利用に際して、許可書を会館の職員に提示しなければならない。ただし、予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録者にとっては、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、予約システムによる申請をした登録者に利用許可をするときは、予約システムによりその旨を当該申請をした者に応答することによって、許可書の交付を行ったものとみなす。

4 指定管理者は、利用許可をしない場合は、前条第1項の規定による確認に対し応答をするほかは、その旨を通知することを要しない。ただし、予約システムによる申請をした登録者から利用許可をしない旨及びその理由を記載した書面の交付を求められたときは、指定管理者は、速やかにこれを交付する。

(利用の辞退)

第9条 利用者が会館の利用を辞退しようとするときは、遅滞なく門真市立文化会館利用辞退届（様式第3号）に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録者は、予約システムによって利用許可の辞退を申し出ることができる。

(特別設備の設置等の申請)

第10条 条例第11条第1項の規定により特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとする者は、第5条第1項の規定による申請に併せて申請しなければならない。

2 特別設備の設置等又は条例第11条第2項の規定に基づく設備の設置に係る費用は、利用者の負担とする。

(会館職員の立入り)

第11条 指定管理者は、会館の管理運営上必要があるときは、会館の職員をして利用

中の施設に立ち入らせることができる。この場合において、利用者は、これを拒むことができない。

(入館の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会館の管理上支障があると認められる者

(利用者の遵守事項)

第13条 利用者は、善良な管理者の注意をもって施設、設備及び器具等（以下「施設等」という。）を利用するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設の収容定員を超えて入館させないこと。
- (2) 入館者の安全を確保すること。
- (3) 許可を受けないで火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで物品の展示若しくは販売又は広告類の掲示若しくは配布をしないこと。
- (5) 許可を受けないで館内に貼紙、釘打ち等をしないこと。
- (6) 許可を受けないで施設等を利用しないこと。
- (7) 入館者に対して次条の規定を遵守させること。
- (8) 施設等の利用に伴う準備、現状回復等を行う場合は、会館の職員の指示に従うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、会館の職員の指示に従うこと。

(入館者の遵守事項)

第14条 入館者は、会館の利用に際しては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気（喫煙を含む。）を使用しないこと。
- (2) 施設等で破損し、又は汚損するおそれがある行為をしないこと。
- (3) 騒音をたて、又は放歌等他人に迷惑をかける行為をしないこと。

(4) 所定の場所以外に出入りをしないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会館の職員の指示に従うこと。

(汚損等の届出)

第15条 利用者は、施設等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失させたときは、直ちに門真市立文化会館施設等汚損等届（様式第4号）により指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用後の点検)

第16条 利用者は、条例第12条第1項の規定により、利用場所を原状に回復したときは、直ちに会館職員の点検を受けなければならない。

(委任)

第17条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(委員会による管理の特例に係る手続の準用)

2 第2条、第4条、第5条、第8条（第2項を除く。）、第9条第1項、第11条、第12条及び第15条の規定は、条例附則第2項の規定により委員会が会館の管理業務を行う場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	指定管理者（条例第3条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）	門真市教育委員会（以下「委員会」という。）
第4条、第5条第1項	指定管理者	委員会
第5条第2項	指定管理者	委員会
	門真市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けて受付期間	受付期間

第8条（第2項を除く。）第9条第1項、第11条、第12条、第15条	指定管理者	委員会
-----------------------------------	-------	-----

様式第1号 (第5条関係)

門真市立文化会館利用許可・変更許可申請書

年 月 日

No. _____

住所
ふりがな
氏名
申請者
生年月日 年 月 日生
電話 ()

許可権者 (氏名) 様

門真市立文化会館条例及び門真市立文化会館条例施行規則を遵守しますので、下記のとおり利用許可・変更許可願います。

利用室名	ホール・第1会議室・第2会議室・第3会議室・音楽室・和室・絵画室・料理講習室		
利用目的			
利用団体名			
利用日時	年 月 日 ()	午前 午後	時 分 ~ 時 分
利用予定人員	人		
利用責任者	住所 ふりがな 氏名	生年月日	年 月 日生
確認事項	<input type="checkbox"/> 暴力団の利益になるような利用ではありません。 <input type="checkbox"/> 施設の利用目的に従って利用します。		
注意	「確認事項」欄は、該当することを確認した上で、 <input type="checkbox"/> に印を付してください。 1 暴力団の排除を図るため、必要に応じて申請者の個人情報等を警察に照会することがあります。 2 暴力団の排除を図るため、団体の役員名簿等の提出を求められます。 3 暴力団の利益になるときは許可しません。また、許可後暴力団の利益になると認められた場合は、許可の取消しを行います。 4		
利用料金	以下は、記入しないでください。		

様式第2号 (第8条関係)

門真市立文化会館利用許可・変更許可書

年 月 日

No. _____

申請者 (氏名) 様 許可権者 (氏名) 印

年 月 日 付 門真市立文化会館利用許可・変更許可申請の件、下記のとおり利用許可・変更許可します。

利用室名	ホール・第1会議室・第2会議室・第3会議室・音楽室・和室・絵画室・料理講習室		
利用目的			
利用団体名		利用予定人員	人
利用日時	年 月 日 ()	午前 午後	午前 午後
利用責任者			
許可条件		利用料金	
注 意 事 項			
<ol style="list-style-type: none"> 1 利用当日は、この許可書を事務所に提示し、利用後は、必ず報告してください。 2 利用許可以外の部屋への出入は、認めません。 3 会場の準備や後始末は、利用者において行い、必ず原状に復してください。 4 館内へのアルコール類の持込みは、一切禁止です。 5 その他、職員の指示に従ってください。 			

様式第3号（第9条関係）

門真市立文化会館利用辞退届

年 月 日

許可権者（氏 名）様

住所
申請者 氏名
電話 ()

次のとおり門真市立文化会館の利用を辞退したいので、お届けします。

記

利用年月日	年 月 日 ()	
利用時間	<input type="checkbox"/> 午前 時 分から <input type="checkbox"/> 午後	<input type="checkbox"/> 午前 時 分まで <input type="checkbox"/> 午後
利用団体名		
利用目的		
利用責任者	氏 名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ
	住 所	電話 ()
	利用予定人数	人
利用室名	<input type="checkbox"/> ホール	<input type="checkbox"/> 第1会議室
	<input type="checkbox"/> 第3会議室	<input type="checkbox"/> 第2会議室
	<input type="checkbox"/> 絵画室	<input type="checkbox"/> 音楽室
	<input type="checkbox"/> 料理講習室	<input type="checkbox"/> 和室
辞退の理由		

添付書類 門真市立文化会館利用許可・変更許可書

様式第4号（第15条関係）

門真市立文化会館施設等汚損等届

年 月 日

許可権者（氏 名）様

住所
申請者 氏名
電話 ()

門真市立文化会館の施設等を次のとおり（汚損・破損・滅失）しましたので、お届けします。

つきましては、門真市立文化会館条例第13条の規定に基づき、生じた損害を賠償いたします。

記

汚損等の日時	年 月 日 時 分
汚損等の場所	
汚損等の内容 又は程度	

議案第29号

門真市立図書館協議会委員の任命について

図書館法（昭和25年法律第118号）第15条の規定に基づき、門真市立図書館協議会委員を任命するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年4月30日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

門真市立図書館協議会委員岡田正次氏、中野勢子氏、長谷川成子氏、山田恵子氏の退任に伴い、新たに門真市立図書館協議会委員を任命するにつき、本案を提出するものである。

門真市立図書館協議会委員名簿

氏 名	所 属 団 体 等	該 当 条 項
みやざき さとし 宮崎 佐利	大阪府立門真西高等学校校長	門真市立図書館協議会条例第2条 学校教育関係者
やまなか あきひろ 山中 明宏	門真市立小・中学校長会 (門真市立東小学校)	門真市立図書館協議会条例第2条 学校教育関係者
みょうじょう けいこ 明浄 慶子	門真市立幼稚園長会 (門真市立大和田幼稚園)	門真市立図書館協議会条例第2条 学校教育関係者
いぬい あきお 乾 明雄	門真市PTA協議会	門真市立図書館協議会条例第2条 社会教育関係者

任期：(前任委員の残任期間とする) ～平成 27 年 6 月 30 日

門真市立図書館協議会委員名簿

任期：平成 25 年 7 月 1 日～平成 27 年 6 月 30 日

（※任期：平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

氏 名	所 属 団 体 等	該 当 条 項
むらかみ やすこ 村上 泰子	関西大学教授	門真市立図書館 協議会条例第 2 条 学識経験者
みやざき さとし 宮崎 佐利	大阪府立門真西高等学校校長	門真市立図書館 協議会条例第 2 条 学校教育関係者
こてら ひろあき 小寺 弘明	門真市立小・中学校長会 (門真市立第四中学校)	門真市立図書館 協議会条例第 2 条 学校教育関係者
やまなか あきひろ 山中 明宏	門真市立小・中学校長会 (門真市立東小学校)	門真市立図書館 協議会条例第 2 条 学校教育関係者
みょうじょう けいこ 明 淨 慶子	門真市立幼稚園長会 (門真市立大和田幼稚園)	門真市立図書館 協議会条例第 2 条 学校教育関係者
いぬい あきお 乾 明雄	門真市 P T A 協議会	門真市立図書館 協議会条例第 2 条 社会教育関係者
ひがしだ たえこ 東田 妙子	絵本ことの葉会	門真市立図書館 協議会条例第 2 条 社会教育関係者
きのした みゆき 木下 みゆき (※)	一般財団法人 大阪府男女共同参画推進財団	門真市立図書館 協議会条例第 2 条 社会教育関係者
しもおか あきこ 下岡 晶子	育児サークル (ちびっこまんクラブ)	門真市立図書館 協議会条例第 2 条 家庭教育関係者

議案第30号

門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱及び
任命について

門真市附属機関に関する条例の施行規則に関する門真市教育委員会規則（平成25年門真市教育委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員を別紙のとおり委嘱及び任命するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年4月30日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

門真市義務教育諸学校の教科用図書の調査及び研究を行うために委員会を設置するにつき、本案を提出するものである。

平成27年度門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員候補者名簿

氏 名	所 属

議案第31号

門真市立義務教育諸学校教科用図書を選定に伴う諮問について

門真市附属機関に関する条例(平成25年門真市条例第3号)第1条の規定に基づき、門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に次のように諮問するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年4月30日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

平成28年度中学校使用教科用図書の適正な選定についての意見の答申を得るにつき、本案を提出するものである。

門真市立義務教育諸学校
教科用図書選定委員会委員長 様

門真市教育委員会
委員長 長澤 信之

門真市立義務教育諸学校教科用図書の選定について（諮問）

門真市附属機関に関する条例第1条の規定に基づき、下記事項について、貴委員会の意見を求めます。

記

平成28年度中学校使用教科用図書の適正な選定について

諸 報 告

番 号	報 告 事 項	報 告 者
1	平成27年度門真市一般会計当初予算の概要について	稲毛教育次長
2	平成26年度門真市教育費等繰越明許費繰越計算書について	西岡教育総務課長